



報道機関各位

平成31年3月19日（火） 配付

項目	平成31年オホーツク地区林野火災予防強調期間について															
配付資料	別紙1 平成31年オホーツク地区林野火災予消防対策実施方針 別紙2 山火事注意ポスター 別紙3 平成30年林野火災被害の概要															
内容及び報道に当たってのお願い	<p>林野火災対策の関係者により開催された「オホーツク地区林野火災予消防対策協議会」（※）において、<u>4月21日から5月31日まで</u>を「<u>林野火災予防強調期間</u>」として設定し、<u>予防対策を集中的に実施</u>することとしました。（別紙1）</p> <p>※2月28日に開催。総合振興局のほか、市町村、消防組合、開発建設部、森林管理署、地方气象台、陸上自衛隊などで構成。</p> <div data-bbox="379 1010 1161 1238" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○強調期間の主な対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>山火事注意ポスター</u>の掲示(右図及び別紙2) ・ 山火事注意旗を市町村庁舎や登山口等に掲揚 ・ 広報車や広報誌による注意喚起 ・ 入林者への指導 </div> <div data-bbox="1187 987 1401 1317" style="text-align: right;">  </div> <p>林野火災の発生原因は、森林周辺でのごみ焼きや入林者によるたばこの不始末など、人為的なものが大半を占めています。</p> <p>本年は、例年より<u>雪どけが早く進み</u>、<u>林野火災が発生しやすい状況</u>となっていることに加え、4月以降は<u>山菜採り</u>などのため<u>多数の入林者</u>が見込まれますので、積極的な報道をお願いします。</p> <p><参考>平成30年の林野火災発生状況（詳細は別紙3）</p> <table border="1" data-bbox="395 1644 1369 1783"> <thead> <tr> <th>発生日</th> <th>市町村</th> <th>件数</th> <th>面積</th> <th>原因</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月25日</td> <td>北見市端野</td> <td>近接3件</td> <td>2.66ha</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>4月25日</td> <td>清里町</td> <td>1件</td> <td>0.20ha</td> <td>たき火</td> </tr> </tbody> </table>	発生日	市町村	件数	面積	原因	4月25日	北見市端野	近接3件	2.66ha	不明	4月25日	清里町	1件	0.20ha	たき火
発生日	市町村	件数	面積	原因												
4月25日	北見市端野	近接3件	2.66ha	不明												
4月25日	清里町	1件	0.20ha	たき火												
担当窓口	<p>オホーツク総合振興局産業振興部林務課 林務課長 小笠原 昭二 電話 0152-41-0645 FAX 0152-45-0553</p> <div data-bbox="1118 1816 1434 2020" style="text-align: right;">  </div>															

平成 31 年オホーツク地区林野火災予消防対策実施方針

オホーツク管内における林野火災予消防対策については、北海道地域防災計画（第 9 章第 7 節林野火災対策計画）に定めるもののほか、本方針の定めるところによる。

1 林野火災危険期間及び予防強調期間の設定

次のとおり、「林野火災危険期間」及び「林野火災予防強調期間（以下「強調期間」という。）」を設定し、予防対策を効果的に実施するものとする。

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 「林野火災危険期間」 | 4 月 1 日 ~ 6 月 30 日 |
| (2) 「林野火災予防強調期間」 | 4 月 21 日 ~ 5 月 31 日 |

2 林野火災予防対策

(1) 統一標語、ポスターによる予防意識の高揚

オホーツク総合振興局及び関係機関は、予防意識の高揚を図るため、「山火事注意」ポスターを強調期間を通じて掲示し、入林者等を含む地域住民に対する普及啓発を図る。

(2) 注意旗による啓発

オホーツク総合振興局、森林管理署及び市町村は山火事注意旗を庁舎等建物、登山口及び森林利用施設等に、強調期間を通じて掲揚し、住民及び入林者に注意を喚起する。

(3) 「山火事注意」腕章の着用による啓発

オホーツク総合振興局、森林管理署及び市町村は、強調期間の間は「山火事注意」腕章を着用し、啓発に努める。

(4) 異常乾燥時における広報活動

オホーツク総合振興局及び関係機関は、異常乾燥が続いて林野火災の危険がある時には、速やかに広報車及び広報誌等により、住民や入林者に注意を呼び掛け、林野火災の予防に努める。

(5) 輸送機関等における啓発

オホーツク総合振興局は輸送機関及び観光連盟等の団体に対し、強調期間中ポスターを駅などに掲示し、乗客や観光客等への注意喚起を行うよう要請する。

(6) 入林者等対策

オホーツク総合振興局及び関係機関は強調期間中、入林の許可・届出等について指導するとともに、入林者に対して、携帯用灰皿などを携行するように呼びかける。

3 林野火災消防対策

(1) 体制の整備

ア オホーツク総合振興局及び関係機関は、林野火災に即応する体制の整備を図り、消防対策に万全を期するものとする。

イ オホーツク総合振興局及び関係機関は、林野火災に備え、迅速な情報の収集及び伝達の体制を確立するものとする。

ウ 林野火災が発生した場合の連絡・活動の体制は、別紙のとおりとする。

(2) 林野火災発生状況の共有

円滑な消防活動の実施や住民等への注意喚起を図るため、林野火災の発生状況等について、市町村、振興局及び関係機関において、共有を図るものとする。

ア 市町村は、森林、牧野、原野において火災が発生したとき、又は延焼により今後これらに被害が及ぶ可能性があるときは、火災の大小にかかわらず、速やかに「林野火災速報」を振興局に報告する。

イ 林野火災の大規模化が見込まれる場合には、応急対策や復旧対策等に必要となる森林情報や入林者情報等の収集・共有を図る。

ウ 市町村は、今後における林野火災予消防対策を有効に進めるため、林野火災が鎮火した後、別に定める「林野火災被害状況調書」を振興局に提出する。

(3) 消火資機材の配備

オホーツク総合振興局及び関係機関は、強調期間までに消火資機材の点検整備を行うとともに、緊急時に対処するため関係機関相互の連絡体制の確立を図るものとする。

ア 地域に適合した消火資機材を配備し、緊急時に対処できる体制の確立に努める。

イ ヘリコプターによる空中消火用の資機材及び薬剤を保有している機関は、その適正な維持管理に努めるものとする。

4 実施体制の整備

(1) 市町村林野火災予消防対策協議会

予防対策を効果的に実施するため、本方針の趣旨を踏まえて、市町村林野火災予消防対策協議会を設置し、実施体制を整備するなど、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 大面積森林所有者等による取り組み

国有林等公有林の森林管理者や、会社有林等大面積森林所有者及び森林組合は、自己所有林野等の林野火災予防対策として、自己防衛体制を確立する。

ア 火入れ対策

危険期間中の火入れは極力避け、夏季または秋季に行うとともに、市町村から許可を受けてやむを得ず火入れをする場合には、火入れ方法、許可附帯条件の遵守と許可標旗の掲揚、並びに火入れ跡地の完全消火の確認を実施する。

イ 林地内事業者対策

林地内で事業を行う者は火気責任者を定め、巡視員を配置して警戒体制を図るとともに、標旗及び消火設備を完備する。なお、関係機関との連絡に万全を期する。

(3) 陸上自衛隊第6普通科連隊、陸上自衛隊第25普通科連隊による取り組み

ア 演習地出入者に対する防火啓発

イ 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

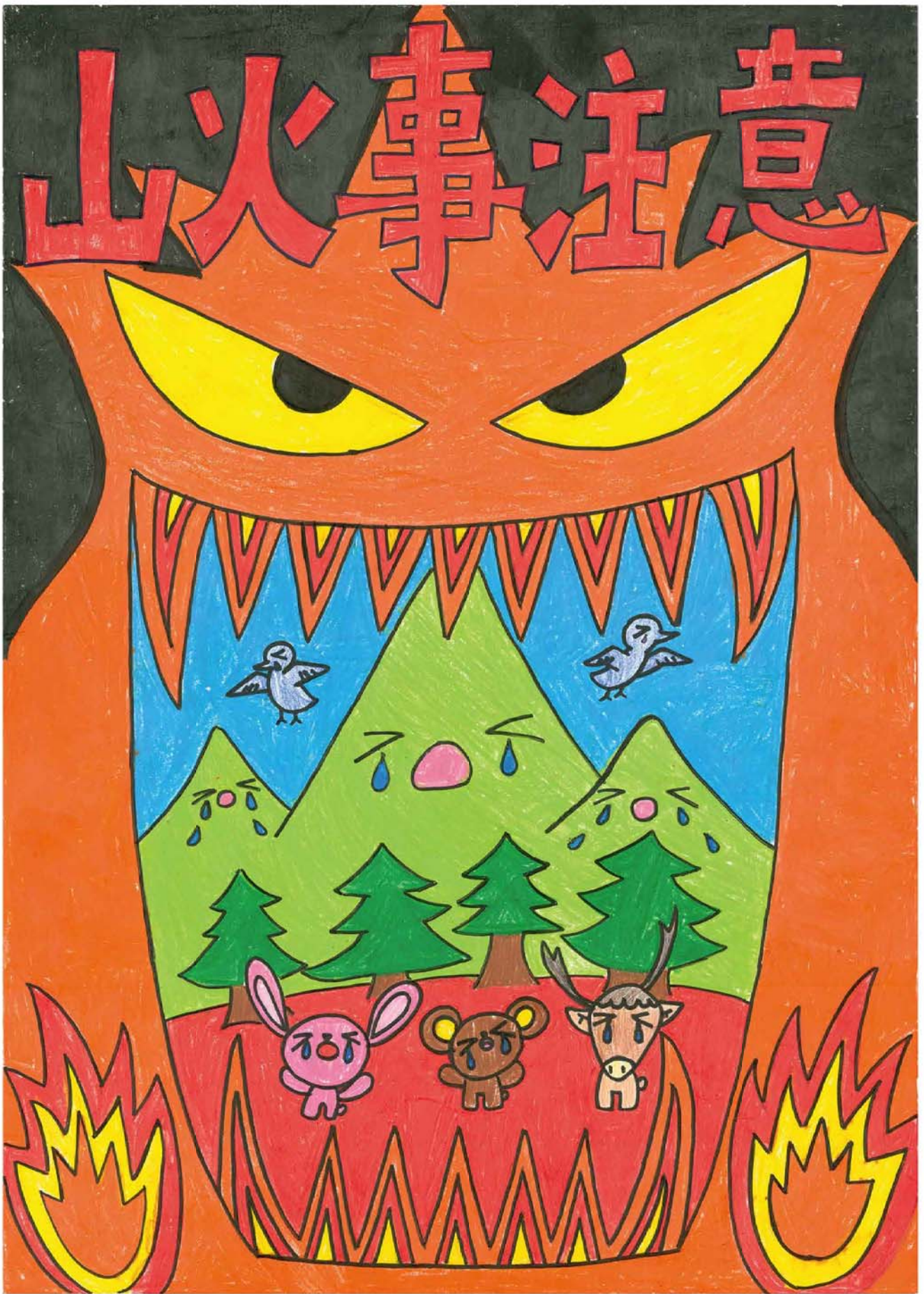
ウ 危険区域の標示

エ 防火線の設置

オ 巡視員の配置

5 その他

この実施方針に定めのない事項については必要に応じ協議して定める。



守ろうよ みんなでつなぐ この森を

原画 標津町立川北小学校3年
 おおがき ゆめ
 大垣 結愛

北海道
 協賛：北海道森林組合連合会

標語 江差町立江差北小学校5年
 やまもと くおん
 山本 琥音

加入してよかった！ 森林保険

平成30年林野火災被害の概要について

1 オホーツク管内過去5年間の被害状況

年	全 道			オホーツク管内		
	件数	面積 (h a)	被害額 (千円)	件数	面積 (h a)	被害額 (千円)
26年	35	47.74	56,554	2	0.01	0
27年	28	17.73	3,788	3	2.56	360
28年	26	51.81	2,528	0	0	0
29年	12	17.51	200	0	0	0
30年	23	47.82	4,394	4	2.86	—

2 市町村別過去10年間の被害状況

単位：件(ha)

市町村名	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	合計
斜里町											
清里町										1(0.20)	1(0.20)
小清水町											
大空町											
網走市											
美幌町											
津別町											
北見市							2(2.55)			3(2.66)	5(5.21)
訓子府町											
置戸町											
佐呂間町						1(0.01)					1(0.01)
遠軽町	2(0.06)										2(0.06)
湧別町		1(0.08)		1(0.28)		1(0.00)	1(0.01)				4(0.37)
紋別市											
滝上町											
興部町											
西興部村											
雄武町											
合計	2(0.06)	1(0.08)	0	1(0.28)	0	2(0.01)	3(2.56)	0	0	4(2.86)	13(5.85)

3 オホーツク管内過去10年間の出火原因別内訳

単位：件

	造林 地拵	開墾 準備	害虫 駆除	焼畑	採草 改良	煙草 マッチ	焚火	火遊	ごみ 焼却	林業 機械	落雷	その 他	原因 不明	合計
21年												1	1	2
22年									1					1
23年														0
24年													1	1
25年														0
26年												2		2
27年									1			1	1	3
28年														0
29年														0
30年							1						3	4
合計	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	4	6	13

4 オホーツク管内過去10年間の月別出火件数

単位：件

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
21年					2								2
22年				1									1
23年													0
24年				1									1
25年													0
26年					1		1						2
27年				1			2						3
28年													0
29年													0
30年				4									4
合計				7	3		3						13